

～ 事例で学ぶ ～

商標を剥離抹消する行為は 商標権侵害となるのか？

今回の勉強会では、裁判となった事案を取り上げ、今後の実務上どのような対策を講じていくべきかを考えます。

講義概要（予定）

「ローラステッカー事件」大阪高裁判決について振り返ります。この事件では、販売業者による登録商標の剥離抹消行為が商標権侵害を構成するか否かが争われました。また、「マグアンプK事件」との相違点についても検討します。



講師

岸本特許事務所
弁理士 松下 ひろ美 氏

日時

令和5年 **3月28日** 火 14:30～16:15

会場

草津市立市民交流プラザ
滋賀県草津市野路 1-15-5 フェリエ南草津 5 階（JR 南草津駅東口徒歩 2 分程度）

参加費

無料

定員

10 名

主催

一般社団法人滋賀県発明協会 共催 / INPIT 滋賀県知財総合支援窓口
滋賀県栗東市上砥山 232 滋賀県工業技術総合センター別館内
TEL : 077-558-4040 FAX : 077-558-3887 E-mail : info@jiii-shiga.jp

申込

- ・参加ご希望の方は、氏名・会社名・所在地・部署を記載のうえ、電子メールで3月24日までにお申し込みください。
- またはオンライン申込をご利用ください。
- ・お申込み時に記載いただいた事項は、当協会からの連絡時に使用します。

▶ [オンライン申込](#)